

あなたの子育て応援します！

乳児養育支援事業のご案内

- 子育て中のご家庭の経済的負担の軽減を目的に、町内に住所を有する方に対し「乳児養育支援事業」を実施しています。
- ▶紙おむつ・粉ミルク共通助成券／乳児(1歳未満のお子さん)の保護者の方に、お子さんの出生・転入時に、町内指定取扱店で購入できる共通助成券20,000円分を交付します。
 - ▶乳児養育手当／乳児(1歳未満のお子さん)の保護者の方に、養育費の助成として月額3,000～5,000円を支給します。

	紙おむつ・粉ミルク共通助成券	乳児養育手当
条 件	乳児(1歳未満のお子さん)・保護者共に町内に住所があり、乳児と同居して養育している方が対象となります。	
内 容	町内の指定取扱店で、紙おむつ・粉ミルクが購入できる共通助成券を交付します。お子さんの出生・転入時に申請すると、窓口で交付されます。	養育費を年3回、指定口座へ振り込みます。
助成額	乳児1人に対し20,000円分の助成券	第1子3,000円・第2子4,000円・第3子以降5,000円(月額) 出生月の翌月分から1年間

助成を希望される方で手続きがお済みでない方は、役場福祉こども課に印鑑をご持参の上、申請してください。
※通常、出生届などで来庁された際に手続きをしています。

問い合わせ先／役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

冬期間の暖房費を助成します

弟子屈町福祉灯油等購入助成事業のご案内

高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯のいずれかに該当する低所得者世帯に対し、経済的な負担の軽減を図ることを目的に、冬期間の暖房費を助成する「福祉灯油等購入助成事業」を実施します。
助成対象は、町内の業者から購入した暖房燃料に限ります。

- 助成の対象
- 11月1日現在、本町に住民票がある方で、町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯です。
- 高齢者世帯……11月1日時点で、70歳以上の方のみの世帯(70歳以上の方と18歳以下の児童のみの世帯も含む)
 - 障がい者世帯…療育手帳A判定の交付を受けている方がいる世帯
身体障害者手帳1級、または2級の交付を受けている方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
 - ひとり親世帯…18歳未満の児童とその父、または母のいずれか一方によってのみ構成されている世帯
- 対象とならない場合
- 施設入所している方だけの世帯
 - 上記の障がい者の方と住民票上は同一の世帯でも、実際は別居である場合
 - 住民票上は高齢者世帯でも、18歳以上の子などと事実上は同一世帯である場合
 - 生活保護を受けている世帯
- ※要件によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

□助成の内容

町内の契約業者で灯油などを購入できる「福祉灯油等購入券」(灯油20リットル分×5回分)を交付します。
石炭など灯油以外の暖房燃料の場合は、11月1日現在での町の灯油購入価格に100を乗じた額(10円未満切り捨て)を助成します。

□申請方法

申請は11月1日(火)から平成29年1月31日(火)まで受け付けします。
助成を希望される方は、印鑑をお持ちの上、役場福祉こども課社会福祉係、または川湯支所で申請してください。

- 申請・問い合わせ先
- 役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
 - 川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3

ご存じですか 放課後児童クラブ

下校後に保護者の方が家にいない児童が対象

放課後児童クラブは、放課後、仕事などで保護者の方が家にいないご家庭の小学生を対象に設置されています。子どもたちの安全を確保するとともに、「遊び」や「生活」を通じた健全育成が目的です。

町内には現在「みはらしクラブ」「げんきクラブ」「風の子クラブ」「わんぱくクラブ」の4つの放課後児童クラブを設置。それぞれに放課後児童支援員がいて、子どもたちを見守っています。利用者数は4クラブを合わせて、現在141人。クラブでは、宿題をしたり、おやつを食べたり、子ども同士で思い思いの遊びをするなどして過ごしています。集団生活を通して人

地域の皆さんに支えられています
ブロックのプレゼントに
お礼の手紙を書きました



みはらしクラブの子どもたち

てしかが更生保護女性会(横田幸子会長の皆さんが、町内4つの放課後児童クラブにブロック玩具をプレゼントしてくれました。クラブを利用する子どもたちは大喜びで、同会の皆さんへお礼のメッセージを集めた色紙を贈りました。このほかにも、地域の方々から備品などが贈られています。

間関係や社会のルールに触れるほか、学習時間や、おやつ準備当番など、集団生活での規律も学んでいます。

クラブを利用するには申請と登録が必要です

放課後児童クラブを利用するには「児童クラブ入会申請書」を提出し、いずれかのクラブに登録されることが必要です。登録されていないおさんは、利用することができません。

また、申請時の添付書類として、お父さんやお母さんの「雇用証明書」が必要で、詳しくは、お問い合わせください。

□問い合わせ先／役場福祉こども課子育て推進係 ☎ 4 8 2 - 5 6 6 7 まで。

【放課後児童クラブ】

- みはらしクラブ 高栄4丁目6番1号(みはらし台こども館) ☎ 4 8 2 - 3 1 7 6
- げんきクラブ 中央3丁目11番25号(東部こども館) ☎ 4 8 2 - 3 9 4 4
- 風の子クラブ 鈴蘭4丁目7番11号(すずらんこども館) ☎ 4 8 2 - 3 9 4 3
- 川湯わんぱくクラブ 川湯温泉4丁目15番5号(川湯青少年会館) ☎ 4 8 3 - 2 7 2 0

【保育を行う人】 放課後児童支援員

【利用時間】 平日／学校終了後～18時 土曜日・夏休み・冬休み・春休み・平日の学校休業日／8時～18時

【利用料】 無料(ただし、各クラブごとに保護者会で決めた保護者会費が月500円程度必要)

Jアラート全国一斉情報伝達訓練を行います

防災ワンポイントコーナー

平成28年度全国瞬時警報システム(Jアラート)による全国一斉情報伝達訓練が行われます。今年も、8月23日に予定していた弟子屈町総合防災訓練が台風11号、9号、10号の影響で中止となったため、Jアラートの鳴動確認訓練を行っていません。そのため、消防庁が実施する全国一斉情報伝達訓練に合わせて、本町でも同訓練を行うこととしました。詳細は次のとおりです。

- ▶日時／11月29日(火) 11時ころ
- ▶実施要領／消防の放送設備(スピーカー)と役場庁舎内の館内放送を通じて、次のように音声流れます。
上り4音チャイム音～「これはテストです」(3回)～「こちらは弟子屈町です」～下り4音チャイム音

＜消防のスピーカー設置場所＞
弟子屈消防署、川湯消防支署、川湯消防団川湯駅前詰所、弟子屈消防団美留和詰所、弟子屈消防団屈斜路詰所、泉ふれあいセンター、社会老人福祉センター、弟子屈町商工会

※今回は情報伝達のための訓練となりますので、避難など特別な対応は必要ありません。ただし、ミサイル着弾や震度5強以上の地震、火山噴火など、実際に大規模な災害などが発生した際には、今回のテストのように消防のスピーカーを通じて放送されますので、ご承知ください。

問い合わせ先／役場総務課防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)